様式第１号

事業構想提案書

令和○○年○月

○○地域雇用創造協議会

地域雇用創造計画の場合は市町村となります。

目次

１　事業構想提案書（又は地域雇用創造計画）の名称

２　地域の名称

事業構想提案書の場合は（又は地域雇用創造計画）を、地域雇用創造計画の場合は事業構想提案書を削除してください。

３　事業実施区域

３－１　事業実施区域

３－２　要件該当地域であることの明示

４　労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項及びその目標

　４－１　地域の現状

４－２　地域の課題

４－３　目標

５　地域の魅力ある雇用やそれを担う人材の維持・確保を図るために行う事業

５－１　全体の概要

５－２　地域再生法第５章の特別の措置を適用して行う事業

５－３　地域雇用開発促進法等に基づき行う事業

　（１）支援措置の名称

　（２）事業の実施主体

　（３）事業の具体的内容

　（４）（３）における各種支援措置の周知徹底に関する事項

　（５）事業終了後における事業成果等の活用予定及び定着状況の確認等

５－４　地域雇用活性化推進事業以外の地域再生基本方針に基づく支援措置

５－５　その他の事業

（１）地域再生基本方針に基づく支援措置以外の国等による支援措置

（２）市町村自らが実施する独自の取組

６　計画期間

７　目標の達成状況に係る評価に関する事項

７－１　目標の達成状況に係る評価の手法

７－２　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

７－３　目標の達成状況に係る評価の公表の手法

８　自発雇用創造地域内において事業協同組合等が労働者の募集に従事しようとする場合にあっては当該事業協同組合等に関する事項

１　事業構想提案書（又は地域雇用創造計画）の名称

点線囲み

及び赤字：留意事項（提出の際は消去してください）

青　　字：記載例

事業構想提案書の場合は（又は地域雇用創造計画）を、地域雇用創造計画の場合は事業構想提案書を削除してください。

　申請する事業構想・計画の特徴や独自性を端的に表現する名称としてください。表現に制限はありませんが、冗長なものは避けてください。

　　魅力ある雇用を通じた○○市さいこうプロジェクト（再考～再興～最高へ！）

２　地域の名称

　地方公共団体の名称を記載してください（町村の場合、県名及び郡名を必ず記載してください。）。複数の市町村が共同で申請をする場合（以下「広域」という。）には、連名で記載してください。

○○市（市の場合は都道府県名を付けないで記載。）

○○県○○郡○○町（町村の場合は都道府県名から記載。）

３　事業実施区域

３－１　事業実施区域

　申請する事業構想・計画の区域を記載してください。

○○市の全域

○○市並びに○○県○○郡○○村、○○郡○○村及び○○町の全域

（広域の場合は並べて記載。）

ページ下中央にページ番号を付してください。

総ページ数は別紙も含めて概ね30ページ以内としてください。

３－２　要件該当区域であることの明示

労働局に確認した数字（地域雇用対策課作成有効求人倍率等一覧）を下表に記載してください。単独実施の場合は当該地域のみの数字を記載、広域実施の場合には、それぞれの市町村の数字を足し上げて算出した地域全体の数字及び各市町村ごとの数字を記載してください。

【雇用機会不足地域の場合】

当市の有効求人倍率及び人口減少率は下表のとおりとなっており、要件を満たしている。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 有効求人倍率  季節除く一般（パート含む） | | 有効求人倍率  常用（パート除く） | | 人口（人）  （Ｈ31年1月１日の人口） | 人口減少率(％）  （Ｈ26年1月1日の人口-Ｈ31年1月１日の人口）/(Ｈ26年1月1日の人口） |
| Ｈ29年1月～R1年12月平均  （※全国平均○のため１以下） | R1年平均  （※全国平均○のため１以下） | Ｈ29年1月～R1年12月平均  （※全国平均○のため１以下） | R1年平均  （※全国平均○のため１以下） |
| 全国平均 | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 0.52 |
| ○○地域 |  |  |  |  |  |  |
| ○○市 |  |  |  |  |  |  |
| ○○市 |  |  |  |  |  |  |

単独の場合は○○市のみ記載してください。

広域の場合は○○地域及び全ての市町村を記載してください。

各種数値については、地域を管轄する都道府県労働局までお問い合わせください。

【過疎等地域の場合】

　　当市は雇用保険法施行規則第140条第２号の厚生労働大臣が指定する地域（平成31年厚生労働省告示第141号）となっているため、要件を満たしている。

（参考）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 有効求人倍率  季節除く一般（パート含む） | | 有効求人倍率  常用（パート除く） | | 人口（人）  （Ｈ31年1月１日の人口） | 人口減少率(％）  （Ｈ26年1月1日の人口-Ｈ31年1月１日の人口）/(Ｈ26年1月1日の人口） |
| Ｈ29年1月～R1年12月平均  （※全国平均○のため１以下） | R1年平均  （※全国平均○のため１以下） | Ｈ29年1月～R1年12月平均  （※全国平均○のため１以下） | R1年平均  （※全国平均○のため１以下） |
| 全国平均 | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 0.52 |
| ○○地域 |  |  |  |  |  |  |
| ○○市 |  |  |  |  |  |  |
| ○○市 |  |  |  |  |  |  |

４　労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項及びその目標

　具体的なデータをグラフなど用い、わかりやすく記載してください。

　（観光産業であれば、当該地域を訪れた観光客数、宿泊者数、観光産業就業者数等）

４－１　地域の現状

　（地勢）○○市は△△県の南東部に位置し、総面積□□㎢、○○に囲まれた自然豊かな地域である。また、東部には昔ながらの家並みが現存するとともに史跡も多く点在している。

（人口）○○市の人口は、平成□年□月現在○人であったが、平成×年×月には、○人まで減少している。

高齢化率は○○であり、人口の社会減少については○○、人口の自然減少について○○である。

平成○○年の労働力人口は○○人であり、平成○○年と比較すると、○○％の減少となっている。年齢構成別では、特に若年者の人口流出が著しく、○○ポイントの減少となっている。

（産業）○○市の平成○○年の産業構成比は、第１次産業○○％、第２次産業○○％、第３次産業○○％となっている。地域内には大規模な企業がなく、近隣地域に対して大きな比較優位を持つ産業は少ないが、産業全体に占める製造業の割合は○○％となっており、全国（○○％）や県内（○○％）に比べ比率が高く、安定的な経営を行っている企業が多いことから中心産業といえる。一方で、製造業割合の最近５年の推移をみると、減少傾向がみられ、近年は第３次産業の比率が高くなってきている。

産業別にみると、第１次産業においては、稲作を中心として畜産や野菜類を組み合わせた複合経営が大半を占めているが、近年は経営者の高齢化や後継者不足で廃業する者が増えてきており、それに伴い耕作放棄地も増加の一途をたどっている。

第２次産業においては、食料品、化学関係、日用品等の製造業が中心である。しかしながら、平成○○年の工業統計調査結果によると、付加価値額が全国平均に比べて低調であり、稼ぐ力の強化が求められている。

第３次産業においては、サービスや医療・介護が大きな割合を占める。高齢化率の増加に伴い、高齢者向けのサービス業も増加しており、その傾向は今後も続く見込みである。

　（雇用）ハローワーク○○の新規求人数は、直近の令和○○年では○○人となっており、産業別の新規求人構成比は○○業が○○％と最も高く、次いで○○業が○○％、○○業が○○％などとなっている。

　　　一方、有効求職者数は令和○○年では○○人となり、平成○○年と比較すると、○○％の減少となっている。

　　　この結果、常用有効求人倍率は平成○○年の○○倍から令和○○年の○○と上昇しているが、県内でみると低水準で推移し、地域内の求職者にとっては厳しい状況が続いている。

有効求人倍率を産業別にみると、最も高いものは○○業で、次いで○○業と続いており、最も低いものは○○業で、次いで○○業となっている。職種別ではかなり偏りがあり、事務職では非常に厳しい一方で、極めて深刻な人手不足の状況にある職種もあり、ミスマッチの解消が急務である。

　４－２　地域の課題

　重点的に魅力ある雇用やそれを担う人材の維持・確保を行う、具体的な産業分野を記載してください。

　重点分野は、総花的にならないよう、「地域課題」「地域の志」「地域資源」「地域独自の取組」等を踏まえて設定してください。２～３分野が平均値です。

また、当該分野を重点的に育成及び振興する旨を記載している市町村の雇用政策等に係る計画をあわせて記載してください。

４－１「地域の現状」の記載内容を踏まえ、地域で実施してきた取組（５－４、５－５（２））を雇用機会の拡大につなげていく上での課題（人材確保・人材育成等）を具体的に整理して記載してください。

　（地域の課題）

前述のとおり、令和○○年平均の有効求人倍率は１倍を割って○○倍で、全国平均（○○倍）及び県（○○倍）を大きく下回っており、依然として厳しい状況が続いている。しかしながら、直近の令和○○年12月の有効求人倍率では１倍を超え、産業別にみてもほとんどの産業で１倍を超えている状況である。職種別でみると、事務職では０．２５倍と非常に厳しい状況である一方、最も高い○○では○○倍であり、大きなミスマッチが生じている。有効求人倍率が１倍を超えたからといっても求職者と求人者の意向どおりマッチングしている訳ではなく、求人者・求職者それぞれの状況を改善して双方の満足度を高めていく必要性がある。

また、これまで○○市では、平成○○年に策定した○○市総合戦略に基づき、地元企業に対する新技術等研究開発支援、創業希望者に対する創業準備支援、東京や大阪等の大都市に本社のあるＩＣＴ企業のサテライトオフィス誘致などの事業を行ってきた。これらの取組により、地域経済の活性化、産業の振興、雇用創出を図ってきたところであり、今後も商工振興の柱として継続していくこととしているが、近年は、推計を上回る少子高齢化や人口減少に伴う地域内企業の人手不足が急速に進むなど、雇用を取り巻く新たな課題が生じてきており、それらに対応した新たな施策を講じる必要がある。

とりわけ、中心産業の製造業においては平成○○年頃から深刻な人手不足の状況に陥っている。労働力人口の減少や高齢化の影響に加え、立ち仕事のきついイメージから求職者が製造業を敬遠する傾向があり、求人を出してもなかなか充足しない状況が続いている。近年は外国人労働者の採用を行っている企業も増加してきたが、それでも計画どおり充足できている求人は少ない。○○市で地域を活性化していくためには、中心産業である製造業の成長が他の分野に与える波及効果も大きいことから、製造業分野を重点分野に設定する。

また、市内企業全般にいえることであるが、県外や全国に向けて積極的に商売をしている企業は少なく、事業規模も売上げも小規模であることから、賃金面や働きがいという側面で限界があり、そこで出ている雇用も求職者には魅力的に映りづらいため改善していく必要がある。令和○○年○○商工会議所調査によると、事業拡大に向けて自社や自社製品の情報発信が重要であるが、効果的に実施できている企業が少ないとの報告がなされていることもあり、ＩＣＴ活用分野も重点分野に設定し、効果的に情報発信を行うことをサポートしていく。

労働力人口減少については、高卒者の市外転出の影響が大きい。市内には大学、専門学校がなく、県庁所在地の☆☆市にある一番近い大学、専門学校でも通学に最低２時間半以上かかることから、高校を卒業して進学する者は大半が市外に転出している状況であり、卒業後も８割近くが市外で就職している。また、高校卒業後に就職する者は、一旦は市内で就職しても、市外の方が魅力的な仕事がある、現在の仕事では将来像が描きづらい等の理由から早期に離職し、若年者を中心に☆☆市や東京に転出する者が多い。

進学に伴う転出は昔から存在していたが、進学率が年々上昇していることに加え、卒業後のＵターン就職の割合が年々減少していることから、近年は若年者層の地元離れが顕著となっている。

一方で、高齢者や子育て世代の女性は労働時間や転勤の制約等から現状では就業率が低いものの、潜在的な就労意欲は高く、特に市内での就職を強く希望しているとの統計もあることから、多様な働き方を実践する市内企業が増加すれば、これらの者の就職促進が大いに期待される。

○○市では労働力人口の減少対策として、昨年度から中学・高校１，２年生に向けて在学中の早いうちから市内企業がどのような事業を行っていて、どのようなやりがいや魅力があるのかを伝える特別授業を開始するとともに、保護者を対象とした市内企業の見学バスツアーによる地域企業の理解促進等を通じた市内での就職を促す取組を行っているが、始めたばかりでまだ正確な効果を把握できていない。

また、５年前からＵＩＪターン求職者に対して住宅費の補助を行う事業を行っているものの、生活環境、雇用環境、賃金面等で総合的に検討すると○○市への移住は難しいと考えている者が多いというアンケート結果も出ており、実際に県外から移住してくる者は新卒就職者を除くと年間１０人にも満たない状況である。○○市の総合的な魅力の見せ方を強化していかなければならないのは当然であるが、とりわけ雇用面が移住の決定を左右するウエイトが高いため、移住したくなる魅力ある雇用を確保し、ＵＩＪターン希望者に向けてアピールしていく必要性がある。

以上のような課題に対して、具体的には５－３（３）の各取組を実施したいと考えており、年度内に改定予定の○○市総合戦略に盛り込むことを想定している。

　（重点分野）

　　【重点的に魅力ある雇用の創出を図る分野】

・製造業分野

・ＩＣＴ活用分野

　　【重点的に働きかけを行う求職者層】

・高齢者

・子育て中又は子育てが一段落した女性

・ＵＩＪターン求職者

４－３　目標

　活性化事業の実施により生じ得る魅力ある雇用とそれを担う人材の維持・確保効果について、具体的な数値目標とその内訳を下表及び別紙１の項目に沿って記載してください。目標の設定に当たっては、当該地域における産業・経済の動向や、労働市場の状況等を踏まえて、合理性の認められる範囲で、定量的に記載してください。

　アウトプット及びアウトカムの定義は以下の他、仕様書別紙１「アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意事項」を参照してください。

【アウトプット指標】

Ａ事業所の魅力向上、事業拡大の取組（地域内事業所、創業希望者を対象とする事業）

Ａを利用した地域内事業所の数、創業希望者の人数（単位：社）

Ｂ人材育成の取組（地域求職者を対象とする事業）

Ｂを利用した地域求職者の人数（単位：人）

Ｃ就職促進の取組（地域内事業所、地域求職者を対象とする事業）

Ｃを利用した地域内事業所の数（単位：社）、地域求職者の人数（単位：人）

【アウトカム指標】

Ａ事業所の魅力向上、事業拡大の取組

Ａを利用した地域内事業所が、事業効果により雇用した人数、創業者数及び非正規雇用の従業員について正社員転換を図った人数（単位：人）

Ｂ人材育成の取組

Ｂを利用した地域求職者の就職者数、創業者及び正社員転換数（単位：人）

Ｃ就職促進の取組

　Ｃを利用した地域内事業所が、事業効果により雇用した人数又は創業者数（単位：人）

　Ｃを利用した地域求職者の就職者数又は創業者数（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和●●  年度  （１年度目） | 令和△△  年度  （２年度目） | 令和▲▲  年度  （３年度目） | 事業終了後  最終目標値：結果 |
| アウトプット | 事業所の魅力向上、事業拡大の取組 | 社 | 社 | 社 | 社 |
| 人材育成  の取組 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 就職促進  の取組 | 社 | 社 | 社 | 社 |
| 就職促進  の取組 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| アウトカム | 事業所の魅力向上、事業拡大の取組 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 人材育成  の取組 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 就職促進  の取組 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 合計  （重複除く） | 人 | 人 | 人 | 人 |

※　目標設定の考え方

事業者・求職者への講習会や事業者への伴走型支援等を通じて地域の魅力ある雇用機会の創出を目指す地域雇用活性化推進事業の実施に当たり、同事業による雇用創出数を目標とするもの。毎年度、同事業を活用した事業者・求職者へのアンケート調査等により効果測定を実施するとともに、地域の関係者から構成される協議会において評価を行う。

なお、各取組におけるアウトカムは、異なる取組で発生するアウトカムと重複することが考えられるが、個別の取組欄においてはあくまでその取組で発生する数を計上し、合計欄では重複を除いた数を計上することとする。

内訳は別紙１のとおり。

５　地域の魅力ある雇用やそれを担う人材の維持・確保を図るために行う事業

　５－１　全体の概要

中心産業である製造業を中心とした各産業の振興のために、従前から新技術等研究開発に対する支援、創業者支援、サテライトオフィス誘致等を実施しているが、少子高齢化や人口減少に伴う地域内企業の人手不足といった新たな課題に対応するため、地域雇用活性化推進事業も加えて、魅力ある雇用やそれを担う人材を創出し、地域活性化を図る。

５－２　地域再生法第５章の特別の措置を適用して行う事業

　地域再生法第５章の特別の措置を適用して行う事業を地域で実施している場合は、内容を別紙２に記載してください。

別紙２のとおり。

　５－３　地域雇用開発促進法等に基づき行う事業

（１）支援措置の名称

　　地域雇用活性化推進事業

　　（２）事業の実施主体

　　　　○○地域雇用創造協議会

　　　　構成員、組織図は別紙３のとおり

（３）事業の具体的内容

事業の具体的内容は以下のとおり。

　４－２に掲げた課題を解決するため、活性化事業として実施しようとする事業の具体的な内容について、事業の実施を希望する期間（最大３年度間）全体に亘るものを記載してください。

　事業の検討に当たっては、４－２で設定した重点分野との整合性、各メニュー間の連動性を意識してください。

　なお、冒頭に活性化事業の全体の概要（重点分野、活性化事業で実施を予定している個別事業の内容に加え、事業実施に係る関係者間の協働・連携状況等（地域関係者の主導的な取組の有無、官民パートナーシップの形成状況、産学官連携状況等））を記載し、続いて個別事業を記載してください。

【地域雇用活性化推進事業の全体概要】

当該地域の中心産業である製造業分野と市内企業が事業拡大のために効率的・効果的に情報発信を行うに当たって必要不可欠なＩＣＴ活用分野を重点分野に設定し、○○商工会議所、○○工業大学、○○地域組合、○○銀行等地域の関係機関との連携のもと、地域雇用活性化推進事業を活用し、各種講習会、伴走型支援を通じて地域内の製造業を中心に魅力ある雇用を確保する。また、それを担う人材を各種講習会で育成した上で、就職面接会等を通じてマッチングを図り、地域雇用の安定化を目指す。併せて、労働力人口減少に対応するため、魅力ある雇用を発信し、ＵＩＪターン希望者等の地域への誘導や新規高卒者の地域内転職を図る。

【事業所の魅力向上、事業拡大の取組（事業主及び従業員、創業希望者を対象とすること）

　　　①　高付加価値を生む製造業講習会

　　　　　市内製造業が有する技術やネットワークという地域資源を生かして新たなイノベーションの活性化を促し、高付加価値製品の製造、新分野進出、販路拡大、生産性向上、雇用管理改善等、どのようなことが可能になるのか自社の経営にヒントを与える講習会を実施する。併せて、自社が魅力ある職場であることを求職者に対してアピールする手法を学び、マッチングにつなげていく。

　　　②　ＩＣＴを活用した情報発信力向上講習会

　　　　　製造業、小売業、サービス業を中心に、ＩＣＴ技術をフル活用し、自社や自社商品についてどのように対外的に発信していけば高い効果が得られるのか、どうブランド化を図っていくか、どう市外外貨の獲得を図っていくか等、実例を用いて自社の情報発信力を向上させ、事業拡大につなげていくための講習会を実施する。

　　　③　高齢者、子育て世代の女性等活用講習会

　　　　　現在の人手不足に対応するため、働く意欲があるものの労働時間や転勤の制約等により就職をためらっているような高齢者や子育て世代の女性等の積極的活用に向けた講習会を実施する。具体的には、高齢者にもできる仕事の切り出し方、ワークシェアリングの導入方法、雇用管理改善の進め方等について解説する。

④　製造業における高付加価値製品展開についての伴走型支援及び好事例・ノウハウの地域内企業への展開

　　　　　上記②の講習会を受講した地域内企業を中心に魅力ある雇用づくりに意欲ある地域内企業を２社選定し、製造業イノベーションに知見のある専門家、弁理士、中小企業診断士、○○工業大学教授等の専門家を派遣して、高付加価値製品の開発やその後の展開についてアドバイス等を行う。

また、取組を通じて得られた好事例を収集して地域内へ展開し、地域内企業における魅力ある雇用の創出を目指す。

　　　　事業所の魅力向上、事業拡大の取組における講習会の詳細は別紙４のとおり。

　　【人材育成の取組（地域求職者を対象とすること）】

　　　①　製造業に必要なスキル講習会

地域内の中小企業製造業は大企業の製造業と異なり、大規模大量生産ではなく小ロット多品種の製造を行うことが多いことから、従業員一人一人の守備範囲が広く、幅広い知識・技術が求められることとなる。このため、それを念頭に置いた中小企業製造業に必要なスキルを習得する講習会を実施する。具体的には、課題設定力、データ分析力・活用力、工場内外コミュニケーション向上等、生産性を向上させるためのスキルの習得を目指す。

②　情報発信のためのＩＣＴスキル習得講習会

就職先において、地域内企業が自社や自社商品の情報を発信していくに当たって必要なスキルの習得を目指す。具体的には、基礎から応用までのＩＣＴスキルに加え、デザイン発想トレーニング等、事務職希望者のレベルアップを念頭に置いた講習会を実施する。

③　○○講習会

○○○○を行う。

　　　　人材育成の取組における講習会の詳細は別紙５のとおり。

【就職促進の取組（地域内事業所及び地域求職者を対象とすること）】

　①　情報チャンネルＨＰ

地域内企業と地域求職者に対して協議会が実施する各種講習会等の告知や周知に加えて、市外からの訪問者向けに情報を発信するために協議会のＨＰを開設し、市内外へ多くの情報を提供する。

　　　②　合同就職セミナー、面接会

地域求職者を対象としたセミナーと面接会を開催しマッチングを図る。

　　　③　ＵＩＪターン説明会、面接会

　　　　　ＵＩＪターン求職者に対して、東京等での企業説明会及び面接会を開催する。

　　　④　ＵＩＪターン就労体験

　　　　　上記③に参加したＵＩＪターン求職者を中心に、実際に○○市での就労体験を通じて地域内で働くことをイメージしてもらい、マッチングにつなげていく。

　　　⑤　高校３年生への企業説明会

　　　　　地域内企業の魅力を発信し、地域内就職を促進する観点から地域内・近隣地域の高校において、高校３年生を対象とした実機デモによる企業説明会を開催する。

　　　⑥　大学４年生への企業説明会

　　　　　地域内企業の魅力を発信し、地域内就職を促進する観点から近隣大学の４年生（未内定者）を対象とした企業説明会を開催する。

　　　　就職促進の取組における事業の詳細は別紙６のとおり。

（４）（３）における各種支援措置の周知徹底に関する事項

　事業実施にあたり、事業利用者への周知・広報の手法や、地域を巻き込んで一体的に事業に取り組むための広報戦略等について具体的に記載してください。

ハローワークと連携し、講習会、就職面接会等の周知を行う。併せて市や協議会のＨＰによる情報発信、市の広報誌や経済団体の会報等への掲載に加え、講習会チラシの地元紙への折込、広告掲載等を行う。

また、協議会の活動を地元紙に発信することにより協議会の知名度を高め、講習会受講を促進する。

　　（５）事業終了後における事業成果等の活用予定及び定着状況の確認等

　事業終了後の事業成果の活用予定や定着状況の確認及び文書や責任等の引継ぎ先を記載してください。

事業実施を通じて得られる情報発信のノウハウを活用し、事業終了後も市の事業として継続的に実施し、さらなる労働力人口の確保を図る予定である。

また、活性化事業の成果により雇用、就職又は創業した者について、雇用、就職、創業又は正社員転換から３年度間の定着状況を確認する。

なお、活性化事業終了後、文書は○○市で５年間保管するとともに、事業の実施に係る責任及び補償に関する事項についても、○○市が引き継ぐこととする。

５－４　地域雇用活性化推進事業以外の地域再生基本方針に基づく支援措置

　地域重点分野に関して、地域再生基本方針に掲げる事業等を活用し、関係省庁連携による地域再生の取組を行っている場合は（申請予定の場合も含む。）事業内容を別紙７に記載してください。

活性化事業による雇用対策の実施に当たっては、地域再生基本方針に掲げる各省の施策を積極的に活用すること等により、一層効果的な事業の実施に努めることが重要です。

別紙７のとおり

　５－５　その他の事業

（１）地域再生基本方針に基づく支援措置以外の国等による支援措置

　地域再生基本方針に基づく支援措置以外の国等による支援措置（特に活性化事業と一体的に実施する地域の産業及び経済の活性化その他雇用活性化に資する取組。実施を予定している取組を含む。）の内容を別紙８に記載してください。

別紙８のとおり。

　　（２）市町村自らが実施する独自の取組

　市町村自らが実施する事業構想・創造計画に定める地域重点分野に係る取組（特に活性化事業と一体的に実施する地域の産業及び経済の活性化その他雇用・人材の維持・確保に資する取組。実施を予定している取組を含む。）の内容を別紙９に記載してください。

活性化事業を実施する地域においては、その前提として、協議会の構成員である市町村や経済団体等において、地域重点分野に係る以下のような地域の産業及び経済の活性化その他の雇用・人材の維持・確保に資する取組を行うことが必要であり、それらの取組と一体的に活性化事業による雇用対策を実施することにより、一層高い雇用創造効果の実現を図るものとします。

○　創業を促進する取組

・ 低利融資、補助金・助成金の支給

・ インキュべーション施設の設置や運営　等

○　新分野進出を促進する取組

・ 低利融資、補助金・助成金の支給

・ 工場新設、新たな設備の設置に係る補助金　等

○　新技術や新商品開発に係る取組

・ 低利融資、補助金・助成金の支給

・ 都道府県工業技術センター、大学等の研究機関等との共同研究に対する補助金・

助成金の支給　等

○　企業間連携等の促進に係る取組

・ 共同受注システムの構築に対する補助金・助成金の支給

・ 地域外企業との提携を促進するための地域企業の技術情報の提供　等

○　企業誘致に係る取組

・ 税制上の優遇措置、立地補助金等の支給

・ 貸工場の建設や提供　等

○　商店街活性化に係る取組

・　低利融資、補助金・助成金の支給

・　空き店舗の無償提供・低額貸与　等

別紙９のとおり。

６　計画期間

　終期は、活性化事業実施期間終了日を記載してください。

なお、地域再生計画の申請の際には、「地域再生計画認定の日から令和○○年○○月○○日まで。」と記載してください。

【雇用機会不足地域の場合】

　　厚生労働大臣の同意を得た日から令和○○年○○月○○日まで。

【過疎等地域の場合】

委託契約締結日から令和○○年○○月○○日まで

７　目標の達成状況に係る評価に関する事項

７－１　目標の達成状況に係る評価の手法

　○○市地域雇用創造協議会が毎年度、各事業を利用した地域内企業及び求職者等へアンケート調査等を実施し、事業の評価を行う。

７－２　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

　各事業実施年度の翌年度６月末時点までの実績により、事業を利用した事業所の雇用実績、求職者の就職実績等アウトカム指標の達成状況の評価を行う。

７－３　目標の達成状況に係る評価の公表の手法

　毎年度、○○市地域雇用創造協議会のホームページにおいて公表する。

８　自発雇用創造地域内において事業協同組合等が労働者の募集に従事しようとする場合にあっては当該事業協同組合等に関する事項

（雇用機会不足地域のみ記載）

　地域法第６条第２項第５号に基づき、５－３（２）の地域雇用創造協議会の構成員である事業協同組合等が、その事業協同組合等を構成員としている中小企業者から、「中小企業における中核的人材の確保に資する委託募集の特例」に関する事業を実施予定の地域において記載してください。

　なお、委託募集の実施が可能である事業協同組合等の要件については、地域法施行規則第４条及び第５条に規定されているので参照してください。

　　該当なし